

ラテンアメリカにおける「民主化」（民主主義への移行）再考

村上 勇介（京都大学）

本報告は、J. リンツや A. ステパン、G. オドネルなどによる、非民主主義的な体制から民主主義的な体制への移行研究の「定説」について、高度な実証性にに基づき批判的に検証した永田研究によるスペインの移行期の研究を受け、ラテンアメリカに関する民主主義への移行に関する研究をめぐる論争を振り返り、その論争点と永田研究の成果を踏まえ、移行研究の分析枠組みについて考察した。

1970年代半ばの南欧のポルトガル、ギリシャ、スペインに続き、同年代末からラテンアメリカでも民主主義への移行が相次いだ。ドミニカ共和国、ハイチ、パラグアイなどの独裁崩壊の場合もあったが、その多くは、エクアドル、ペルー、ボリビア、アルゼンチン、ブラジルなど南米における軍政から民政への移管の事例であった。とくに、後者の事例を念頭に、民主化派と守旧派の穏健グループの間で交渉が行われ、民主主義への移行に関する合意や協定に至ることが重視された。指導者（エリート）の間の合意形成が重要であるとの指摘であった。「民主化」が中東欧やアジアにも広がったことから、そうした地域の事例をも組み込んで数多くの研究がなされ、「移行学」(transiciónología)と命名されるに至った。

そうした研究に対しては、「エリート（主義）的」、「マニュアル的」、「アクターの（過剰）重視」といった批判がなされた。「エリート的」というのは、中東欧やアジアなどラテンアメリカの後を受けて起きた「民主化」のケースも視野に入れての批判で、デモや抗議行動などの「下からの動き」、大衆的動員の存在、市民社会や増加した中間層の重要性などを考慮すべきという批判である。南米について、批判を取り入れた研究も提起されたが、大衆動員などが直接、民政移管を招いた例はないことから、逆にその修正説が批判を受けた。他方、選挙が導入され、続けられることで「民主化」する「選挙による民主化」という考えも提起されたものの、南米については軍との交渉過程を経たことから、南米の典型的なバリエーションではないかとの反論を受けた。

「エリート的」との批判と関連して、「アクター重視」との批判も提起された。典型的にはオドネルで、軍政成立時の分析では構造を重視していた。つまり、工業化がより高度な段階に入ると、新たな外資導入の必要が生じ、労働者などの要求を抑えて資本側に有利となる条件を整える必要が出てくることから、経済発展とともに民主主義も発展すると考える「近代化論」の主張とは異なり、権威主義体制が成立する、としたのである。そうした官僚主義的権威主義体制論で軍政成立過程を説明していた論者が、軍政が権力を手放す過程については、民主派と守旧派など関与するアクターを注視しており、一貫性がないと批判された。さらに、民政移管の過程と同時進行的に研究がなされたことと関連し、政策提言することを優先させるあまり、「マニュアル的」な側面が過ぎる、といった批判もなされた。

如上の論争に加え、民主主義への移行が地域大で起きたラテンアメリカの状況を勘案すると、オドネルのマルクス主義的な構造主義ほどではないにせよ、アクターのみならず、構造的な側面についても分析枠組みに組み込むべきである。軍政が崩壊した背景には、米

国の人権外交という国外要因とともに、1930年前後以降、半世紀以上にわたりラテンアメリカ諸国が追求してきた「国民国家」形成路線が破綻したことがあった。とくに、輸入代替工業化を基盤とする国家主導型の経済発展モデルが行き詰まり、経済破綻とともに超高率（ハイパー）インフレなど経済社会が不安定化していたことがあった。そして、民政移管後の政治展開は、そうした不安定な経済社会への対応をめぐる政治のあり方、とくに政党政治の行方によって左右されることになる。

アクターと構造の双方を射程に入れる視角として、制度(*instituciones*)に注目することを提起したい。ここでいう制度とは、公式、非公式、また成文化されているか否かを問わず、一定の目標を達成するないし特定の価値を獲得するために、ある社会を構成するメンバーの間で正統と承認、共有ないし黙認されている行動定型やルール、規範、了解・合意事項である。そのように定義される制度には、制度化による程度の差が幾つかの側面で生じる。具体的には、内容について、ある争点についての単純なものから、複数の事柄について細部にわたっているものまでの違いがある。制度が及ぶ範囲についても、ごく少数のエリートの間のみから、一般の人々にまで広く浸透している場合までである。

そうした制度（化）の観点からあらためて永田研究を見てみると、スペインの民主主義への移行期においては、「移行学」の定説が主張した明文化された合意は、モンクロア協定や新憲法制定など、移行期の終盤に現れるのであって、それまでは、選挙法をめぐる対立しその主張が取り入れられなかったにもかかわらず、実施された国会議員選挙に反体制派が参加するなど、実質的に非公式な了解ないし合意が成立したと見做しうる状況が続いた。いわば「暫定協定」(*modus vivendi*)として制度である。それは、例えば、1992年のフジモリによる憲法停止措置後の状況を收拾した過程を想起させるものである。また、そうした非公式な了解ないし合意は、政治エリート間のものであった。

ラテンアメリカにおける民主主義への移行も、基本的には、「移行学」とその批判が示したように、エリートの間での了解ないし合意に基づくもので、さらに、その内容は、政治体制の転換に関するものに限定されていた。植民地以来の負の遺産である絶望的な格差に取り組むものではなかった。それは、「民主化」後に託された課題となったが、残念ながら、多くのラテンアメリカ諸国にとって、今日に至るまでそれは課題であり続けている。